

吸収分割に係る事後開示書面

2022年7月1日

グリー株式会社

グリーエンターテインメント株式会社

2022年7月1日

吸収分割に係る事後開示書面

東京都港区六本木六丁目11番1号
グリー株式会社
代表取締役会長兼社長 田中 良和

東京都港区六本木六丁目11番1号
グリーエンターテインメント株式会社
代表取締役社長 前田 悠太

グリー株式会社（以下「グリー」といいます。）及びグリーエンターテインメント株式会社（以下「グリーエンターテインメント」といいます。）は、2022年5月10日付で締結しました吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2022年7月1日を効力発生日として、グリーの Fanbeats 事業に関する権利義務をグリーエンターテインメントに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2022年7月1日

2. グリーにおける会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

グリーにとって本吸収分割は簡易分割（会社法第784条第2項）に該当するため、グリーの株主はグリーに対し本吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法785条の規定による手続の経過

グリーにとって本吸収分割は簡易分割（会社法第784条第2項）に該当するため、グリーは、会社法第785条第3項の規定に基づく株主への通知は行っておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経緯

グリーにおいては、会社法第787条第1項の規定により新株予約権買取請求を行うことができる新株予約権者は存在しません。そのため、グリーは同条に定める手続を行っておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経緯

グリーは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2022年5月19日付

で官報による公告を行ったほか、定款の定めに従い同日付で電子公告による公告を行いました。申述期限までに異議を申述した債権者はありませんでした。

3. グリーエンターテインメントにおける会社法第 796 条の 2、第 797 条及び会社法第 799 条の規定による手続の経緯

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

グリーエンターテインメントにおいて、会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行った株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

グリーエンターテインメントの唯一の株主であるグリーはグリーエンターテインメントの特別支配会社であるため、グリーエンターテインメントは、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づく株主への通知は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経緯

グリーエンターテインメントは、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 5 月 19 日付官報において債権者に対する公告を行ったほか、定款の定めに従い同日付で電子公告による公告を行いました。申述期限までに異議を申述した債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割によりグリーエンターテインメントがグリーから承継した重要な権利義務に関する事項

グリーエンターテインメントは、2022 年 7 月 1 日をもって、グリーの Fanbeats 事業に関する本吸収分割契約書所定の権利義務を承継しました。

5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日

2022 年 7 月 7 日（予定）

6. 上記のほか、本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上